

# 産業厚生常任委員会資料

令和5年5月22日

産業振興部 商工観光課

## 目 次

### 加東市原油価格等高騰対策事業について

- 1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 事業内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 ～ 3
- 3 令和4年度事業との比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 補足 産業振興部高騰対策の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

## 加東市原油価格等高騰対策事業について

### 1 趣旨

現在国が行っている電気・ガスの負担軽減策の効果が現れてきているが、依然として、物価高が続いており、先行きについても世界的な物価高に引き続き警戒が必要であることから、国は令和5年3月22日に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を7,000億円増額することを決定した。

市は、令和4年度に加東市原油価格等高騰緊急経済対策補助金の給付（432件、支給総額91,722千円）を行った。受給者アンケート調査によると、回答者の78%が補助金の効果があったと回答がある一方、現在直面している経営上の課題として、回答者の48%が仕入れ・原材料価格の上昇（雇用の維持・確保21%）と回答があったことから、依然として高騰の影響に苦慮していることが伺える。

全国商工連合会が令和5年2月に実施した全国中小企業に対する調査では、物価高騰・労務費への経営改善対策の1つとなる価格転嫁について、約9割が十分に価格転嫁できていないという結果であった。また、市商工会の聞き取りでも会員の状況は国と同様の傾向であるとの報告を受けている。十分に価格転嫁ができていなければ、利益が減少し、事業を継続する体力を落とすだけでなく、雇用の維持・確保のために必要な賃上げ環境の整備につなげることができない。

一方、農業事業者については、山田錦酒造好適米、主食米など需要が戻り、価格が回復してきているものの、電気・燃料費だけでなく肥料・飼料の高騰影響が大きく、十分に価格転嫁ができず厳しい状況である。

医療・福祉事業者については、公定価格により運営されているため、原油価格等の高騰影響の負担軽減分を患者・利用者に求めることができず、質の高いサービスの継続に苦慮している状況である。

このようなことから、市としては、中小事業者や農業事業者の経営継続リスク、医療・福祉事業者のサービス低下リスクが依然として高く、市内事業者が事業継続していく上での経費負担を軽減する政策が必要であると判断し、令和4年度に引き続き、事業者が使用した光熱費及び燃料購入費用の一部を補助する令和5年度加東市原油価格等高騰経済対策補助事業を行う。

総事業費（概算） 約100,000千円 （市商工会へ業務委託）  
うち、事業者への総支給額 約90,000千円  
事務局 加東市原油価格等高騰経済対策補助事業事務局

## 2 事業内容 令和5年度加東市原油価格等高騰経済対策補助事業

次に掲げる条件を満たす市内事業者に対し、事業に要した光熱費及び燃料購入費用の一部を補助する。

### (1) 補助対象事業者（令和4年度事業と同様）

- ① 中小企業基本法第2条第1項各号に該当し、市内に事業所を有する中小企業者  
 ※農業法人（会社法の会社又は有限会社）、個人農家も中小企業になります。
- ② 市内の農事組合法人又は集落営農組織  
 ※農事組合法人及び営農組織については、「加東市水田農業ビジョン」に農業の担い手として掲載されているもの。
- ③ 市内において下記に該当する医療、福祉サービスの事業所又は施設を運営する法人

医療施設	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2の2に規定する医療提供施設
介護福祉	・介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設
障害者福祉	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う事業所及び同法第77条第1項第9号に規定する地域活動支援センター ・児童福祉法第21条の5の2第3号に規定する放課後等デイサービスを行う事業所
生活介護施設	生活保護法第38条第1項第1号に規定する救護施設
保育施設	・児童福祉法第35条第4項の規定による認可を得た法第39条第1項に規定する保育所 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園 ・児童福祉法第59条の2第1項に基づく兵庫県知事への届出を行っている施設

### (2) 補助対象経費（令和4年度事業と同様）

- ① 対象となる光熱費…市内にある事業所で使用される電気代、ガス代
- ② 対象となる燃料費…市内にある事業所で使用されるガソリン、灯油、軽油および重油  
 ※販売目的の費用は対象外

(3) 補助金の額（令和4年度事業から変更あり）

令和5年1月から令和5年12月までのうち、任意の3月分の合計補助対象経費の20%（千円未満切捨て、最大50万円）を支給。

(4) 補助上限額（令和4年度事業と同額） 50万円

(5) 事務局（令和4年度運営方法から一部変更）

加東市原油価格等高騰経済対策補助事業事務局（市商工会へ業務委託）

事務所：KCV 地域情報センター研修室（8月1日から翌年3月31日まで）

申請期間：8月1日から翌年1月31日まで（原則、郵便申請とする。当日消印有効）

(6) その他

- ・1事業者につき、申請は1回限りとする。（令和4年度事業と同様）

### 3 令和4年度事業との比較

	令和4年度	令和5年度案
対象事業者	① 市内に事業所を有する中小企業者 ② 市内の農事組合法人又は集落営農組織 ③ 医療、福祉サービスの事業者	左に同じ。
補助申請期間	当初 令和4年8月～10月 変更後 令和4年8月～翌年2月	令和5年8月～翌年1月
補助対象期間	当初 令和4年1月～9月 変更後 令和4年1月～12月	令和5年1月～12月
補助対象経費	① 対象となる光熱費。市内にある事業所で使用される電気代、ガス代 ② 対象となる燃料費。市内にある事業所で使用されるガソリン、灯油、軽油および重油 ※販売目的の費用は対象外	左に同じ。
支給額	対象期間の任意の3月分の経費と前年同月分との差額（千円未満切捨て、最大50万円）	対象期間の任意の3月分の経費の20%（千円未満切捨て、最大50万円）
事務局	南山活性化支援施設 （委託事業者：加東市商工会）	KCV 地域情報センター研修室 （委託事業者：加東市商工会）

# 補足 産業振興部高騰対策の取組

産業振興部高騰対策の取組

## 令和4年度

	元売り業者	市内事業者			市内医療・福祉事業者
		中小企業	個人事業主(個人農家含)	農業法人等	
全般					【県】高齢者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金
燃料費	【国】燃料油価格激変緩和事業(R4.1月～)元売り業者		【県】中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金		
			【市】加東市原油等高騰緊急経済対策補助金		
光熱費	【国】電気・ガス価格激変緩和施策事業(R5.1月～)元売り業者		【県】中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金		
			【市】加東市原油等高騰緊急経済対策補助金		
肥料費			【国】肥料価格高騰対策		
飼料費			【国】配合飼料価格高騰緊急特別対策		
			【国】国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策		
			【国】配合飼料価格安定制度		
			【県】粗飼料・配合飼料の価格高騰に対する一時金		
その他			【市】山田錦等酒造好適米営農継続支援交付金並びに主食用米営農継続支援交付金		

## 令和5年度

	元売り業者	市内事業者			市内医療・福祉事業者
		中小企業	個人事業主	農業法人等	
全般					
燃料費	【国】燃料油価格激変緩和事業(R4.1月～)		【市】加東市原油等高騰緊急経済対策補助金		
光熱費	【国】電気・ガス価格激変緩和施策事業(R5.1月～)		【市】加東市原油等高騰緊急経済対策補助金		
肥料費			【国】肥料価格高騰対策		
飼料費			【市】加東市飼料価格高騰対策営農継続支援交付金		
その他					